

平成 30 年 5 月 1 日

脱退一時金受給権者の皆様へ

彩企業年金基金

脱退一時金受け取り方法の選択肢の拡大について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本案内につきましては、資格喪失時に脱退一時金の繰下げ（将来、年金または一時金を受給すること）を選択されている皆様へ、法改正（※1）に伴い追加された選択肢をご連絡申し上げるものです。

詳細は別紙『脱退一時金受け取り方法の選択肢の拡大について』をご確認ください。ご確認いただいた結果、脱退一時金相当額を他の制度へ移換することをご希望される場合は、以下の連絡先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。（※2）

なお、引き続き、脱退一時金の繰下げを選択される場合には、特段のご対応・ご連絡は不要です。

（※1）平成 30 年 5 月 1 日施行の確定給付企業年金法の改正（「ポータビリティの拡充」）により、施行日前 1 年間に資格喪失し、脱退一時金を繰下げている方について、当該脱退一時金相当額の他の制度（再就職先が実施する確定給付企業年金や確定拠出年金等）への移換を申し出ることが可能となります。そこで該当者の方に対して当該法改正に伴い拡大した選択肢をご案内することが必要となりました。

（※2）資格喪失後 1 年以上経過している場合（厚生年金基金への移換の場合は、資格喪失後 1 年以上または当該厚生年金基金への加入後 3 ヶ月以上経過した場合）または移換の申し出前に年金受給権を取得された場合には当該移換の申し出は行うことができませんので、ご注意ください。

敬具

【連絡先】

彩企業年金基金

〒330-0851 埼玉県さいたま市大宮区榎引町 1-3

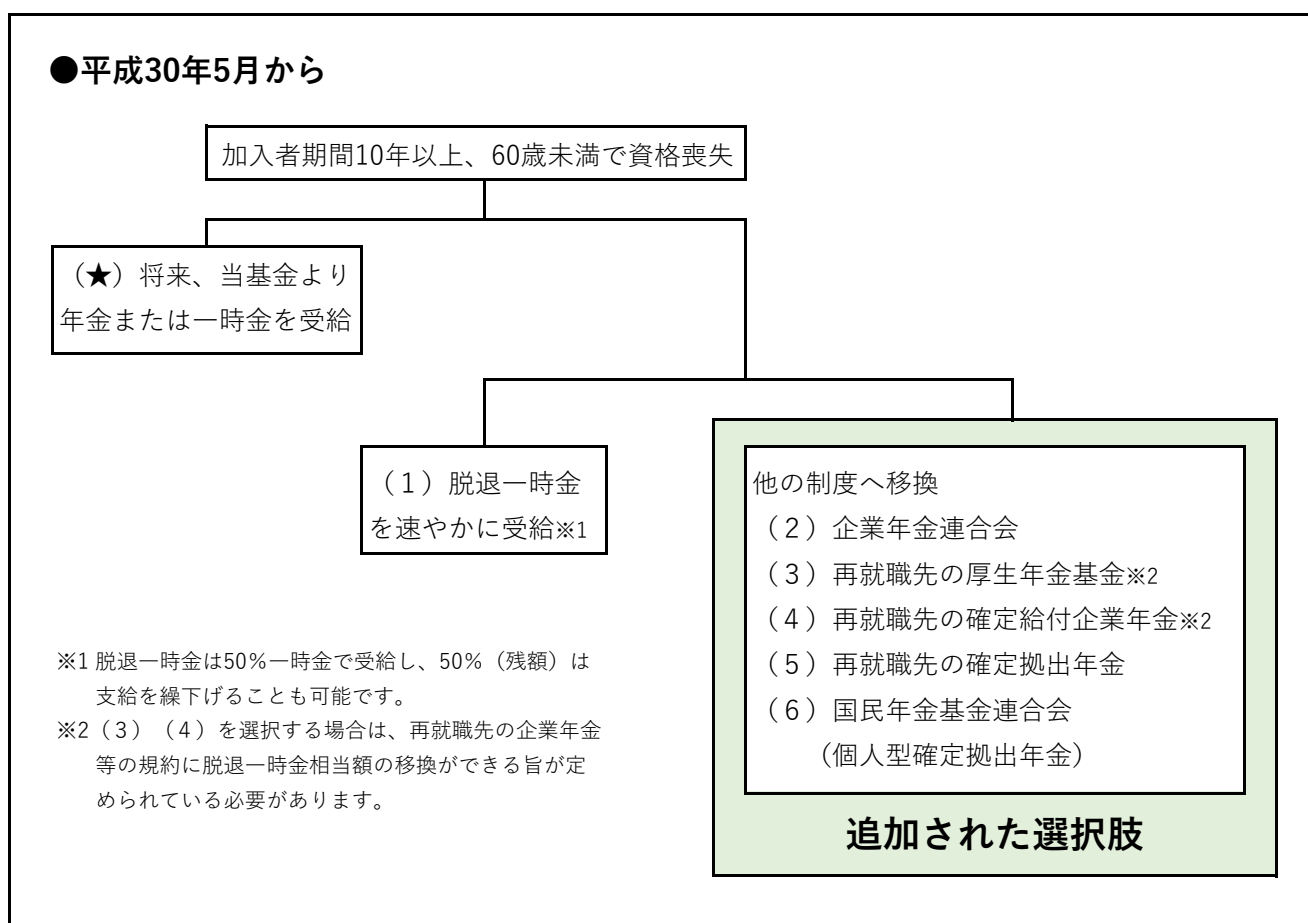
TEL 048-652-1260 FAX 048-651-2855

脱退一時金受け取り方法の選択肢の拡大について

平成30年5月1日施行の確定給付企業年金法の改正により、ポータビリティ対象者の範囲が拡大され、「加入者期間10年以上、60歳未満で資格喪失の方」についても、今までの選択肢に加えて脱退一時金相当額を他の制度へ移換できるようになります。

【ポータビリティ制度について】

年金のポータビリティ制度とは、資格喪失時に脱退一時金を受け取らずに、「企業年金連合会」や「再就職先の企業年金制度」等に脱退一時金相当額を移換することで、移換先から将来通算した形で給付を受けることができる制度です。



➤移換申出期限

他の制度へ移換する場合は、喪失日から起算して1年を経過する日までに申し出なければなりません。ただし、厚生年金基金へ移換する場合は、喪失日から起算して1年を経過する日または移換先制度の資格取得日から3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までに申し出なければなりません。申出期限前に年金受給権を取得することとなる方は、年金受給権を取得する日までの間に申し出てください。

➤企業年金連合会の通算企業年金の概要

企業年金連合会へ脱退一時金相当額を移換することにより年金の給付（通算企業年金）を受けることができます。

予定利率 ※平成29年4月1日以降の資格喪失者に適用されます。	脱退一時金相当額移換時の年齢に応じて以下のとおり。 45歳未満 1.50% 45歳以上55歳未満 1.25% 55歳以上65歳未満 1.00% 65歳以上 0.50%
支給開始年齢	65歳。ただし、厚生年金と同様の経過措置あり。
保証期間	80歳に達するまでの期間。ただし、脱退一時金相当額（残余財産分配金）の移換が65歳以降に行われた場合は、受換時年齢に応じて保証期間を遡減させる。
事務費	定額事務費と脱退一時金相当額に応じた定率事務費が脱退一時金相当額から受換時に控除されます。詳細は、下記連絡先にご照会ください。連合会から他へ移換する場合、年金額の現価相当額に支払事務費相当分を加えた額を移換します。

○連絡先 企業年金連合会 年金サービスセンター 年金相談室
電話 0570-02-2666（PHS・IP電話からは03-5777-2666） ホームページ <https://www.pfa.or.jp/>

➤国民年金基金連合会の個人型確定拠出年金（iDeCo）の概要

企業を退職した被保険者が個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入する場合に、国民年金基金連合会に原資を移換することができます。

運用	選択した運用関連運営管理機関から選定・提示された運用商品に関する情報をうけて自己責任で運用商品を選択。
給付	老齢給付金、障害給付金、死亡一時金、脱退一時金
支給開始年齢	原則60歳。ただし、加入期間が短い場合は61歳～65歳。
事務費	初回事務手数料および毎月の事務手数料が必要となります。詳細は、下記連絡先にご照会ください。（その他、運営管理機関、事務委託先金融機関が徴収する手数料があり、それぞれが定めるところにより、負担する必要があります。）

○連絡先 iDeCo（iDeCo）ダイヤル
電話 0570-086-105（ナビダイヤル） ホームページ <https://www.ideco-koushiki.jp/>

➤ご留意事項

- ・ 施行日前1年間に資格喪失し、脱退一時金を繰下げている方について、当該脱退一時金相当額の他の制度（再就職先が実施する確定給付企業年金や確定拠出年金等）への移換を申し出ることが可能となります。
- ・ 加入者期間10年未満で資格喪失した方および60歳以上で資格喪失した方の選択肢については、従来どおり変更ありません。
- ・ 本案内の記載事項は平成30年5月1日時点の情報に基づき作成しております。将来変更される可能性もありますことをあらかじめご了承ください。

ご不明点等ございましたら、基金までご連絡ください。

〒330-0851 埼玉県さいたま市大宮区櫛引町1-3

彩企業年金基金 TEL 048-652-1260 FAX 048-651-2855